

議案第56号

世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立池尻北広場を区立公園として位置付けるとともに、使用料等の額を改定する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例

世田谷区立身近な広場条例（平成7年3月世田谷区条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部世田谷区立池尻北広場の項を削る。

別表第2身近な広場施設の設置等に係る使用料の部土地の項中「1,695円」を「1,859円」に、「61円」を「66円」に改める。

別表第3電柱の項中「1,856円」を「1,933円」に改め、同表標識の項中「1,100円」を「1,145円」に改め、同表水道管、下水道管及びガス管の項中「165円」を「171円」に、「412円」を「429円」に、「825円」を「859円」に改め、同表電線の項中「137円」を「143円」に、「165円」を「171円」に、「412円」を「429円」に、「825円」を「859円」に改め、同表鉄塔の項及び変圧塔及びマンホールの類の項中「1,375円」を「1,432円」に改め、同表郵便差出箱及び信書便差出箱の項中「550円」を「572円」に改め、同表公衆電話所の項中「1,375円」を「1,432円」に改め、同表地下の占用物件の項中「1,038円」を「1,245円」に、「412円」を「429円」に改め、同表高架の占用物件の項中「687円」を「716円」に改め、同表天体、気象又は土地の観測施設の項中「1,184円」を「1,420円」に改め、同表写真撮影のための常時占用の項中「10,800円」を「11,280円」に改め、同表写真撮影のための臨時的な占用の項中「1,912円」を「1,997円」に、「16,875円」を「17,625円」に改め、同表その他の占用の項中「45円」を「47円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の1の部世田谷区立池尻北広場の項を削る改正規定は、令和7年3月31日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2及び別表第3の規定は、令和7年4月1日以後の使用及び占用に係る使用料及び占用料について適用し、同日前の使用及び占用に係る使用料及び占用料については、なお従前の例による。